

各建設業団体の長 様

愛媛県土木部長
(公印省略)

平成 24 年度 2 月補正予算の執行に係る入札・契約制度の特例措置について (通知)

本県の平成 24 年度 2 月補正予算については、国の緊急経済対策を目的とした大型補正予算であり、速やかな発注による円滑な予算執行が求められているところです。

しかしながら、長引く不況と公共工事の縮減により、近年、建設労働者が大幅に減少している状況の中で、今回の緊急経済対策により急激な発注量の増加が見込まれることから、現場技術者等の不足が強く懸念されています。

については、技術者等の不足による入札不調の発生を防止し、円滑な予算執行を図るため、次のとおり入札・契約制度の特例措置を講じることとしましたので、御了知のうえ、適切な事務処理をお願いします。

記

1 改正通知等

- (1) 主任技術者の専任に係る取扱について
- (2) 「配置予定技術者について」
(愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領・標準公告例兼用様式)
- (3) 「現場代理人、主任(監理)技術者等について(通知)」
(工事請負契約書様式第 6 号)
- (4) 現場代理人の設置について
- (5) 現場代理人の常駐義務緩和措置について(詳細含む。)
- (6) 愛媛県建設工事入札者心得

2 特例措置の概要

- (1) 主任技術者の専任要件の緩和
(ただし、兼任を認めない工事があるので、入札公告には十分注意すること。)
同一又は近接した場所で施工する 2 以上の工事は兼務可
→ 工事現場相互の間隔が 5 km 程度(上限は 6 km とする。)の工事 2 件について兼務可
- (2) 現場代理人の設置に係る取扱いの緩和
(ただし、本県工事以外の工事との兼任は、当該発注機関の承諾がある場合に限る。)
 - ① 兼任要件の緩和
 - 設計金額の上限引き上げ
800 万円(建築一式工事は 1,500 万円)未満 → 2,500 万円未満
(建築一式工事は 5,000 万円未満)
 - 兼任件数の緩和
現場代理人 1 人に対して 2 件以内 → 現場代理人 1 人に対して 3 件以内
(ただし、県工事以外の工事と兼任する場合は 2 件まで)

○ 現場間の距離要件の緩和

現場間の移動時間が 30 分以内 → 30 分以内又は同一建設部・土木事務所管内

○ 年間維持工事等の兼任要件の廃止

「区域が互いに重複又は隣接する複数の年間維持工事等」及び「年間維持工事等とその区域内で施工する 2,500 万円(建築 5,000 万円)未満の 1 件の工事」の要件は廃止

② 主任技術者の兼任が認められた工事の現場代理人の兼任要件の追加

建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定により主任技術者の兼任が認められた工事は 2 件まで兼任を認める。

③ 雇用要件の緩和

○ 現場代理人変更時の雇用要件の緩和

受注者と 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること

→ 受注者と変更日の前日以前に直接的な雇用関係があること

直接的な雇用関係とは、現場代理人とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、したがって、在籍出向者や派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。

(3) 指名競争入札における入札者数の取扱いの緩和

指名競争入札（工事及び 1 億円未満の業務委託）において、入札者が 1 者の場合でも入札を有効とする。

(4) 相指名業者への下請制限について

指名競争入札において、工事請負契約書特約第 3 条第 2 項に基づき、受注者からの申請により承認する。

3 特例措置の適用工事

施行日以降に公告等を行った工事又は業務委託に適用する。ただし、主任技術者と現場代理人の兼任緩和措置については、施行日前に契約又は公告等を行った工事と施行日以降に公告等を行った工事を兼任する場合も認める。

4 特例措置の施行日

平成 25 年 2 月 28 日以降に入札公告又は指名通知を行う工事又は業務委託について、当分の間、適用する。

愛媛県土木部管理局土木管理課
契約係 筒井、西村、大野、笠崎
建設業係 野尻、二神、青木、二宮
TEL : 089-912-2643 (係直通)
FAX : 089-912-2639